

記入方法

1 共通事項

- ・ 「免許証番号」は、前回の立入検査以降に採用した人のみ記入してください。
- ・ 労働基準法第34条1項で、「使用者は、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。」と規定されています。
- ・ 長期（3ヶ月を超える、あるいは予定がある）にわたって勤務していない人は数に入れないでください。なお、労働基準法で取得が認められている産前、産後の休業は該当しません。
- ・ 添付の名簿を使用する必要はありませんが、出勤簿等で確認できるよう並べ替えをしてください。

2 医師・歯科医師名簿

- ・ 「診療科」は、主たる診療科目を2つ以内で記入してください。
- ・ 常勤の場合、「労働時間／週」は、常勤であっても定期的な他医療機関あるいは教育機関へ出張（派遣）など、病院内で医師としても業務を行っていない場合には、その時間を労働時間から引いてください。また、労働時間または当直時間には、休憩時間を含めないでください。
- ・ 非常勤の場合、勤務回数が週に1回以上の場合は、1週間あたりの労働時間、宿直時間を記入し、月に2回の勤務など、勤務回数が週に1回未満の場合は、1ヶ月あたりの労働時間、宿直時間を記入してください。また、複数の勤務形態がある場合は、段を分けてください。なお、労働時間、宿直時間は、時間外等を含めた実労働時間ではなく、就業規則や契約等による労働時間を記入してください。
- ・ 大学等から複数の医師が交代で勤務している場合は、その旨が分かるように記載してください。

【記入例】

氏 名	診療科	診療曜日等	労働時間／週・月 当直時間／週・月	免許証 番号
三重 次郎	外科	月（9：00-13：00）	4 時間／週	
		水（当直）（20：00-翌 8：00）	12 時間／週	
伊勢 次郎	内科	月、水、金（9：00-17：00）	21 時間／週	
	小児科	火（隔週）（9：00-12：00）	6 時間／月	
三重 花子	外科	土日（当直）（20：00-翌々 8：00）	35 時間／週	1234567
〇〇大学より派遣 （松阪一郎、他2）	内科	月（当直）（20：00-翌 8：00）	12 時間／週	

3 看護師・准看護師簿

- ・ 「種別」の欄には、雇用している職種によって看護師なら「看」、准看護師なら「准」と記入してください。
- ・ 主な業務が、助産師、保健師業務の場合は、その他の医療従事者名簿に記入してください。

4 栄養士又は管理栄養士名簿

- ・ 栄養士または管理栄養士の資格を有していても、主たる業務が調理ならば、人員に入れないでください。
- ・ 「種別」の欄には、管理栄養士なら「管栄」、栄養士なら「栄」と記入してください。

5 診療放射線技師・理学療法士・作業療法士名簿

- ・ 診療エックス線技師は、その他の医療従事者名簿に記入してください。

6 その他の医療従事者名簿

- ・ 複数の資格を有している場合は、主たる業務のみを記入してください。
- ・ 「種別」の欄には、助産師なら「助産」、保健師なら「保健」、診療エックス線技師は「X線」、臨床検査技師は「臨検」、衛生検査技師は「衛検」、臨床工学技士は「臨工」、あん摩マッサージ指圧師は「指圧」、はり師は「針」、きゅう師は「灸」、柔道整復師は「柔道」、視能訓練士は「視能」、義肢装具士は「義装」、言語聴覚士は「言聴」、精神保健福祉士は「精保」、歯科衛生士は「歯衛」、歯科技工士「歯技」と記入してください。なお、その他の場合は、職種を記入してください。